
プロジェクト	IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー
項目	第 74 回 IFRS 適用課題対応専門委員会及び第 155 回リース会計専門委員会 で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 74 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（2025 年 9 月 9 日開催）及び第 155 回リース会計専門委員会（2025 年 9 月 10 日開催）で議論された事務局のコメント・レターの文案について、聞かれた意見をまとめたものである。

コメント・レターの文案に対する全般的な意見

2. 事務局から提供されたコメント・レターの文案は、これまでの検討で聞かれた我が国の利害関係者の意見を反映したものとなっており、基本的に賛成する。（第 74 回 IFRS 適用課題対応専門委員会、第 155 回リース会計専門委員会）

IFRS 第 16 号の全体的な評価

3. 米国会計基準とのコンバージェンスに関するコメントについて、理由と結論で同一の表現が重複して使用されているため、記述を見直した方がよいと考える。（第 155 回リース会計専門委員会）
4. 米国会計基準とのコンバージェンスが重要であるとのコメントについて、米国会計基準との取扱いの差異が拡大する方向の改訂は避けるべきであるというように具体的に記載することがよいと考える。（第 155 回リース会計専門委員会）
5. 財務諸表作成者の立場としては、特に大規模企業においては、契約に基づく会計上の判断を必ずしも経理部が行うとは限らず、会計の専門的知識を有さない部署に一部委ねるというケースがあることから、IFRS 第 16 号の適用の継続的なコストは高いと考える。その旨を質問 1(c) のコメントに含めることも考えられる。（第 74 回 IFRS 適用課題対応専門委員会）

借手による判断の適用からもたらされる情報の有用性

(リース期間の開示)

6. リース期間の決定において既に困難さがある中で、リース期間の決定のプロセスに関する開示を追加することは著しいコスト負担が生じることとなると考える。財務諸表作成者の立場としては、開示の充実についての検討は、実務上の便法を設けるなどによりリース期間の決定における困難さが解消された上で行われるべきであると考え。 (第155回リース会計専門委員会)
7. リース期間の決定のプロセスについては、各企業で様々な方針が設けられていることが想定される。当該決定プロセスの開示を行う場合、開示された情報をもとに企業のリース期間の決定プロセスの変更が生じるなど実務の根本的な点に影響が及ぶ可能性がある。財務諸表作成者の立場としては、リース期間の決定プロセスの開示は避ける方向でコメントを追記することをご検討いただきたい。 (第155回リース会計専門委員会)

借手のリース関連キャッシュ・フローに関する情報の有用性

8. 財務諸表利用者から改善を望む意見が聞かれているとの記述について、具体的な内容を追記することが適切であると考え。例えば、財務諸表利用者は、リースによる設備投資に重要性がある場合にフリー・キャッシュ・フローに反映させるための調整を行っており、借手のリース関連キャッシュ・フローに関する情報の有用性を高めるための改善を望んでいる旨を追記することが考えられる。 (第74回IFRS適用課題対応専門委員会、第155回リース会計専門委員会)

借手による測定 of 要求事項の適用のための継続的成本

9. 少額資産のリースに係る費用の額の開示のみでは財務諸表利用者が有効に使用することが難しいとのコメントについて、例えばリース期間の開示が行われる場合には少額資産のリースに係る費用の額の開示が理解しやすくなるという点をコメントに含めてはどうか。 (第155回リース会計専門委員会)

IFRS 第 16 号の影響の評価に関連性のあるその他の事項（特定の領域）**（セール・アンド・リースバック取引）**

10. セール・アンド・リースバック取引に関して事務局の提案するコメントの方向性に異論はない。（第 74 回 IFRS 適用課題対応専門委員会）
11. リースバックがファイナンス・リースに該当する場合には、資産の譲渡が売却に該当するものとして会計処理を行う実務は稀であると考ええる。それでもなお、リースバックがファイナンス・リースに該当する場合に金融処理を行う取扱いを定めることを提案する理由をコメントに追記することができないかご検討いただきたい。（第 74 回 IFRS 適用課題対応専門委員会）
12. IFRS 第 16 号における資産の譲渡に係る損益の調整に代えて、開示を要求することが有用な情報の提供につながるとのコメントについて、例えば売却損益の金額、譲渡した資産の残存耐用年数、リース期間等の具体的な開示項目をコメントに追記することをご検討いただきたい。（第 155 回リース会計専門委員会）
13. IFRS 第 16 号に従ったセール・アンド・リースバック取引の会計処理を行う実務は財務諸表作成者に定着していると考えており、IFRS 第 16 号を改訂する場合には財務諸表作成者に追加的なコストが生じる懸念があることから、改訂を求めることを支持する財務諸表作成者のご意見があれば、ご紹介いただきたい。（第 74 回 IFRS 適用課題対応専門委員会）
14. 財務諸表利用者の立場からは、リース会計基準はセール・アンド・リースバック取引の取扱いについて部分的に Topic 842 と同様の取扱いをしているため、IFRS 第 16 号が Topic 842 と同様の取扱いとなる方向に改訂されることにより、理解可能性及び国際的な基準間の比較可能性が高まることとなると考える。また、IFRS 任意適用企業においても連結財務諸表と個別財務諸表の会計処理が統一されるという利点もあると考えられる。（第 74 回 IFRS 適用課題対応専門委員会）

IFRS 第 16 号の影響の評価に関連性のあるその他の事項（その他）**（サブリース取引）**

15. 「ヘッドリースに係る使用权資産及びリース負債を認識することが取引の実質を忠実に表現しているのか」という文案に関して、サブリースの中間的な貸手が代理人に該当する場合には、IFRS 第 15 号における特定された財又はサービスに相当する使用权資産に

対する支配を有していないため、中間的な貸手にとってのヘッドリースは IFRS 第 16 号におけるリースの要件を満たしていないと考えられる。このため、使用権資産を支配していない場合にリースに該当するののかという表現に見直すことをご検討いただきたい。

(第 74 回 IFRS 適用課題対応専門委員会)

16. IFRS 第 15 号の収益認識と整合性のある取扱いに関するコメントに関して、本人と代理人の区分の定めに限ってコメントする事務局の文案では、総額又は純額いずれで認識すべきかという論点しか扱われていない。一括借上契約の収益認識時点の論点や転リース取引等において資産及び負債並びに収益及び費用を認識すべきかという論点があるため、これらの論点についてもコメントの範囲に含まれる方向に見直すことをご検討いただきたい。(第 155 回リース会計専門委員会)
17. 第 154 回リース会計専門委員会の資料ではリースの識別又は本人と代理人の区分のいずれを優先すべきかについて事務局のコメントの検討が記載されていたが、リースの識別については文案に含まれていないため、この点に関してコメントに含めるかどうかご検討いただきたい。(第 155 回リース会計専門委員会)
18. 中間的な貸手における収益の純額認識に関して言及されているコメントについて、貸手と借手の会計処理が表裏となっていない IFRS 第 16 号において、当該純額をどのように算定されることを想定しているか判然としないため、記述の見直しをご検討いただきたい。(第 155 回リース会計専門委員会)
19. 同一のパラグラフにおいて、本人と代理人の区分と関連した損益計算書の観点からの記載と使用権資産及びリース負債を認識するか否かの貸借対照表の観点からの記載が混在しており、理解しづらいと考えられる。(第 74 回 IFRS 適用課題対応専門委員会)
20. 中間的な貸手における使用権資産の認識の要否は、中間的な貸手にとって当該使用権資産から生じるリスク負担の有無により判断されるものと理解している。このため、コメント文案の作成に当たり、「リスク」という表現を用いることをご検討いただきたい。(第 155 回リース会計専門委員会)

(使用権資産及びリース負債の増減表)

21. 使用権資産及びリース負債の増減表の開示を作成するには相応のコストがかかるという財務諸表作成者の立場から聞かれた意見をコメントに含めることをご検討いただきたい。(第 74 回 IFRS 適用課題対応専門委員会、第 155 回リース会計専門委員会)

以 上